

金ヶ崎町版農業生産工程管理(飼料作物)チェックシート

(点検日 平成 年 月 日)

地域名	
氏名	

目的	項目	チェック内容
1 食品・飼料安全を主な目的とする取組み	(1) ほ場環境の確認と衛生管理	1 □ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染を防止している。
	(2) 農薬の使用	2 □無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用を禁止している。(法令上の義務)
		3 □農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っている。(法令上の義務)
		4 □農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用している。
		5 □飼料用稲の場合、上記4番に加え、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用している。
(3) 草地等の適正管理	6 □農薬散布時における周辺作物への影響を回避している。(法令上の義務)	
	7 □飼料用中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成としている。	
	8 □有毒植物を除去、隔離している。	
(4) 飼料の調製	9 □放射性物質により利用自粛となっているほ場と利用自粛が解除されたほ場を区分し、それぞれ適正管理している。(震災被害対応)	
	10 □規格又は基準に合わない飼料添加物を使用しない。(法令上の義務)	
(5) 収穫・調製後の飼料の管理	11 □好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製を行っている。	
	12 □飼料の汚染や異物混入防止のための衛生的な保存を行っている。(法令上の義務)	
	13 □飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合への対応に備えている。	
2 環境保全を主な目的とする取組み	(6) 農薬による環境負荷の低減対策	14 □農薬の使用残が発生しないように必要な量を秤量して散布液を調製している。
		15 □飼料用稲について、水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。
		16 □病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行っている。
		17 □発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除を実施している。
		18 □農薬と他の防除手段を組み合わせることで防除を実施している。
	(7) 肥料による環境負荷の低減対策	19 □農薬散布時における周辺住民等への影響を回避している。
		20 □土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培層等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥を実施している。
		21 □家畜ふん尿の施用に際し、堆肥化等の適正な処理を実施している。
	(8) 土壌の管理	22 □飼料用稲について、水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施している。
		23 □土壌のpH調整とカリ肥料を適正量施肥している。(震災被害対応)
	(9) 廃棄物の適正な処理・利用	24 □堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理を実施している。
25 □土壌の浸食を軽減する対策を実施している。		
26 □堆肥等は暫定許容値(400Bq/kg)以下であることを確認し使用している。(震災被害対応)		
27 □農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理を実施している。(法令上の義務)		
(10) エネルギーの節減対策	28 □農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却を回避している。(法令上の義務)	
	29 □作物残さ等の有機物のリサイクルを実施している。	
	30 □利用自粛となった牧草等を誤って家畜に給与しないよう、適正に区分管理している。(震災被害対応)	
(11) 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	31 □区分管理した牧草等は、処分するまでの間、安全に保管している。(震災被害対応)	
	32 □施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費を節減している。	
3 労働安全を主な目的とする取組み	(12) 危険作業等の把握	33 □鳥獣を引き寄せない取組み等、鳥獣による農業被害防止対策を実施している。
	(13) 農作業従事者の制限	34 □農業生産活動における危険な作業等を把握している。
	(14) 服装及び保護具の着用等	35 □機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限をしている。
	(15) 作業環境への対応	36 □安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管をしている。
	(16) 機械等の導入・点検・整備・管理	37 □農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等を行っている。
	(17) 機械等の利用	38 □機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っている。
	(18) 農薬・燃料等の管理	39 □機械、装置、器具等を適正に使用している。
	(19) 施設の管理・運営体制の整備	40 □農薬、燃料等を適切に管理している。(法令上の義務を含む)
	(20) 事故後の備え	41 □施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担を明確化している。
	4 農業生産工程管理の全般に係る取組み	(21) 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用
43 □農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)を保護・活用している。		
(22) 飼料製造業者等の届け出		44 □登録品種の種苗を適切に使用している。(法令上の義務)
		45 □飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前的届け出を行っている。(法令上の義務)
		46 □製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合、飼料製造管理者を設置している。(法令上の義務)
(24) 情報の記録、保管		47 □ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。
		48 □農薬の使用に関する内容を記録し、保存している。
		49 □肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。
		50 □肥料、農薬等の購入伝票等を保存している。
		51 □飼料の製造に関する記録を保存している。(法令上の義務)
(25) 特定の米穀についての保管・処理	52 □飼料の出荷に関する記録を保存している。(法令上の義務)	
	53 □飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管している。(法令上の義務)	
	54 □飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀を適切に販売・処分している。(法令上の義務)	